

(13)南側仮設調整池及び機械処理施設の維持管理

南側仮設調整池及び機械処理施設の維持管理については、沖縄県土木建築部「赤土等流出防止対策技術指針(案)」に基づき計画することとし、詳細については、各現場条件に応じた管理マニュアル等を作成し、適切に行うものとする。

①降雨時の集水施設の点検

降雨前の集水施設の点検については、「浸透ゾーン等の施設の維持管理」の「降雨前の集水施設の点検」に準じて行う。

②降雨中の監視

降雨中の監視については「浸透ゾーン等の施設の維持管理」の降雨中の監視に準じて行う。

③プラント設備

ア)機械処理施設の稼働中は処理水の放流は、処理水のSS濃度が目標値の25 mg/L以下を満足しているか常時記録し、必要に応じ適切な措置を行う。

イ)処理に必要な薬剤などは、常に確保しておくこととする。

ウ)プラント設備の動力は、台風等による電源の供給不能を考慮し発電機を用い、緊急時に対応するよう十分に備える。

度を200mg/L以下に低減する機能をもつものである。

見直しを要する。

ろ過沈殿処理施設は、その機能が低下しないよう、降雨後は、赤土等の堆積が認められる場合は、ろ過材を替えるなど、適切な維持管理を行う。

集水施設は、流入土砂の除去を行う等適切に点検管理を行う。

ろ過沈殿処理施設と浸透ゾーンを結ぶ導水渠や沈殿池等の管理

で計画的に点検を行う。

場内で発生する濁水をろ過沈殿処理施設から浸透ゾーンに導水する機能をもつものである。

降雨後、導水路や沈殿池等に赤土等が堆積している場合は、必要に応じて除去する

など、適切な維持管理を行う。除去した堆積土砂は、緑化等の客土として流用する。

の点検、および、ろ過材の交換の回数等を定めることとする。

ろ過沈殿処理施設の点検、および、ろ過材の交換の回数等を定めることとする。

②降雨前の集水施設の点検

降雨前の集水施設については、点検簿を整備し、施設の維持管理に活用する計画である。

ア)浸透ゾーンの点検

・浸透ゾーン底面の敷き砂の厚さ等が適量であるか点検し、必要に応じて維持管理補修を行う。

・浸透ゾーンの築堤に崩れはないか等点検し、必要に応じて維持補修を行う。

・濁水の受け入口で流速が減勢される状態か等点検し、必要に応じて維持補修を行う。